

		介護サービス包括型	日中サービス支援型	外部サービス利用型		
人員基準	従業者	世話人	常勤換算で、利用者数を 6 で除した数以上	常勤換算で、利用者数を 5 で除した数以上	常勤換算で、利用者数を 6 で除した数以上 ※平成26年4月1日において現存する事業所については、 当分の間、10 で除した数以上	
		生活支援員	常勤換算で、次の①～④に掲げる数の合計数以上 ① 障害者支援区分 3 に該当する利用者の数を 9 で除した数 ② 障害者支援区分 4 に該当する利用者の数を 6 で除した数 ③ 障害者支援区分 5 に該当する利用者の数を 4 で除した数 ④ 障害者支援区分 6 に該当する利用者の数を 2.5 で除した数			
		サービス管理責任者	利用者数が 30 人以下	1人以上		
			利用者数が 31 人以上	1人に、利用者数が 30 人を超過して 30 又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上		
	備考		※共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の 夜間支援従事者 を置くこと ※世話人及び生活支援員のうち、 1人以上は常勤 でなければならない			
管理者	常勤 で、かつ、原則として管理業務に従事するもの (管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)					

設備基準	住居	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあること ・ 指定事業所は、1以上の共同生活住居※を有すること 		
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同生活住居は1以上のユニットを有すること ・ ユニット※の居室面積：収納設備等を除き、7.43 m²以上 		
	定員	指定事業所の定員	4人以上	
		共同生活住居の入居定員	平成18年10月1日以降新規に設置する場合	2人以上 10人以下
			既存の建物を利用する場合	2人以上 20人以下
			県知事が特に必要と認めた場合	21人以上 30人以下
ユニットの定員		2人以上 10人以下		
ユニットの居室の定員	1人（夫婦で利用する場合等、特に必要と認められる場合は2人）			
備考	<p>○ サテライト型住居について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本体住居と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所（※本体住居から概ね 20 分以内で移動可能な距離）で運営される住居 ・ 一の本体住居に2カ所の設置を限度とする（入居定員が4人以下の場合は、1カ所の設置が限度） ・ サテライト型住居を設置できるのは、介護サービス包括型及び外部サービス利用型に限る ・ サテライト型住居の基準 <ol style="list-style-type: none"> ① 入居定員を1人とすること ② 日常生活を営む上で必要な設備を設けること ③ 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43 m²以上とすること 			

※共同生活住居について

- ・「共同生活住居」とは、複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等を共有する1つの建物をいう。

ただし、マンション等の建物において、複数の利用者が共同生活を営むことが可能な広さを有する住戸については、当該住戸を共同生活住居として捉え、ワンルームタイプなど、これに該当しない住戸については、建物内の複数の住戸を共同生活住居として定めるものとする。



※ユニットについて

- ・「ユニット」とは、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される生活単位をいい、共同生活住居については、1以上のユニットを設けるものとし、当該ユニットごとに、原則として、風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を送る上で必要な設備を設けなければならない。
 - ・ ユニットには、居室のほか、居間、食堂等の利用者が相互交流を図ることができる設備を設けるものとする。
- また、これらの設備(居室を除く。)については、原則として利用者(サテライト型住居を設置する場合は当該サテライト型住居の利用者を含む。)及び従業員が一堂に会するのに十分な広さを確保するものとする。